

6_研究成果の発表・成果の帰属に関する手順書

静岡県立大学大学院 薬食生命科学総合学府
薬学研究院 薬食研究推進センター

版数：1.0 版

作成年月日：2014 年 8 月 1 日

(最終確定:2015 年 1 月 14 日)

1. 目的及び適用範囲

本手順書は、当該臨床研究において、研究成果の発表、成果の帰属に係る手順、その他必要な事項を定めるものである。

2. 研究成果の発表

研究責任者は研究者等と適切に協議の上、本研究から得られた成果の論文・学会発表を決定する。その際、その有効性、安全性については原則として他の専門家の意見を聴くこととする。研究成果を発表する者は、発表前に研究責任者及び静岡県立大学大学院 薬食生命科学総合学府 薬学研究院 薬食研究推進センター センター長の承認を得る。

論文・学会発表の著者は、International Committee of Medical Journal Editors の著者要件 (authorship) に従い、研究責任者が適切に決定する。

3. 成果の帰属

静岡県立大学大学院 薬食生命科学総合学府 薬学研究院 薬食研究推進センターは、原則、本研究により得られた情報（公知情報は除く）を、研究者等の承認のもと、医療機関への情報提供活動等に使用することができる。研究実施計画書に成果の帰属に関して明記されている場合はこの限りではない。

4. 改訂履歴

版番号	改訂日	改訂理由／内容
1.0 版	平成 26 年 8 月 1 日	初版作成

平成 26 年 8 月 1 日

薬食研究推進センター長 山田 静雄 印